

各医療制度の
受給者のかたへ

こども医療費 重度心身障害者医療費 ひとり親家庭等医療費が 県内全域で現物給付方式に変わります

現物給付方式とは

医療機関などの窓口で市が発行する受給(資格)者証を提示することで、原則医療費を支払うことなく医療サービスを受けることができる仕組みです。 ※一部の医療機関を除く

実施時期

- 令和4年10月診療分～
 - ・こども医療費
 - ・重度心身障害者医療費
- 令和5年1月診療分～
 - ・ひとり親家庭等医療費

変更内容

現行

市内の医療機関で受診		市外の医療機関で受診	
こども・ 重度心身障害者	ひとり親家庭等	こども・ 重度心身障害者	ひとり親家庭等
現物給付		償還払い	

県内全域の現物給付に対応した新しい「受給(資格)者証」を各実施時期の前月に市から発送予定です。

変更後

県内の医療機関で受診	
こども・重度心身障害者	ひとり親家庭等
令和4年10月～	令和5年1月～
現物給付	

※埼玉県外の医療機関などは、従来どおり償還払いです。

問合せ

☎0480(92)1111

こども医療費・ひとり親家庭等医療費 ▶ 子育て支援課子ども給付担当 内線152・153
重度心身障害者医療費 ▶ 福祉課障がい者福祉担当 内線163・164

「障害年金」をご存じですか？

■ 障害年金とは

障害年金は、病気やけがで生活や仕事などが制限されるようになった場合に、一定の要件を満たすことで現役世代のかたも含めて受け取ることができる年金です。



■ 相談・手続窓口

初診日^(注1)の年金加入状況によって相談窓口が異なります。

種類	初診日の加入状況	相談窓口
障害基礎年金	・国民年金(第1号被保険者) ・60歳以上65歳未満で日本国内に住所あり ^(注2) ・20歳前	・春日部年金事務所 ・市保険年金課
障害厚生年金	・国民年金(第3号被保険者) ・厚生年金	・春日部年金事務所 ・事業所を管轄する年金事務所(初診日時点で共済組合などに加入していたかたは、初診日時点で加入していた共済組合など)

■ 障害年金を受給するためには

次の要件を全て満たしていることが必要です。

「障害程度の要件」

障害の状態が障害認定日^(注3)時点で法令に定める障害の状態にあること

※該当するかどうかは、医師にご相談ください。

「保険料の納付要件」

①初診日の前日時点で、初診日の属する月の前々月までの公的年金加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること

②①の要件を満たさない場合は、初診日の前日時点で初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと

(注1)障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師の診療を受けた日

(注2)老齢基礎年金を繰り上げて受給しているかたは対象外

(注3)障害の原因となった病気やけがについて初診日から1年6か月を経過した日または1年6か月以内にその病気やけがが治った日(症状が固定した日)

問合せ

春日部年金事務所 ☎048(737)7112 保険年金課国民年金担当 ☎0480(92)1111 内線140・149